第４回 航空分野特定技能協議会

議 事 次 第

日時 ： 令和２年１２月２４日（木）

場所 ： （書面による持ち回り開催）

１．議題

（１）航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画について

（２）航空分野における特定技能外国人の受入れ状況について

（３）特定技能外国人の受入れに係る取組み事例について

（４）その他

（配付資料）

資料１　：航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画

資料２　：特定技能制度の運用状況（令和２年１０月末現在）

資料３　：特定技能外国人の受入れに係る取組事例

資料４　：令和３年度予算決定概要（航空局分から一部抜粋）

参考資料１：特定技能評価試験（航空分野）テキスト及びサンプル問題の公表

参考資料２：出入国在留管理庁ＨＰリニューアル

参考資料３：新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策

参考資料４：マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用の促進

参考資料５：農業や介護など１４分野で人手不足にお困りの事業者の方へ

以 上

航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画について

１．特定技能評価試験実施状況

《空港グランドハンドリング》

○今年度の実施状況

	第３回	第４回
実施日	2020 年 8 月 27 日	2020 年 11 月 30 日
実施場所	国内（東京）	国内（東京）
受験者数	９４名	５２名
合格者数	**５１名**	**２０名**
合格率	５４．３％	３８．５％

○前年度の実施状況

受験者数　３０６名　　合格者数１８６名

《航空機整備》

○今年度の実施状況

該当なし

○前年度の実施状況

受験者数　３４名　　合格者数８名

航空分野合格者数合計　２６５名

２．今後の試験実施計画

《空港グランドハンドリング》

２０２１年２月１８日に国内（東京）で実施予定。

《航空機整備》

今年度中の実施は見送り。

特定技能制度運用状況①

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

資料２

特定技能外国人の許可状況等について（令和2年10月末現在：速報値）

① 在留資格認定証明書交付　　交付　７，６８０件

② 在留資格変更許可　　許可　８，５６３件

③ 登録支援機関登録　　登録　５，２６９件

登録支援機関の内訳

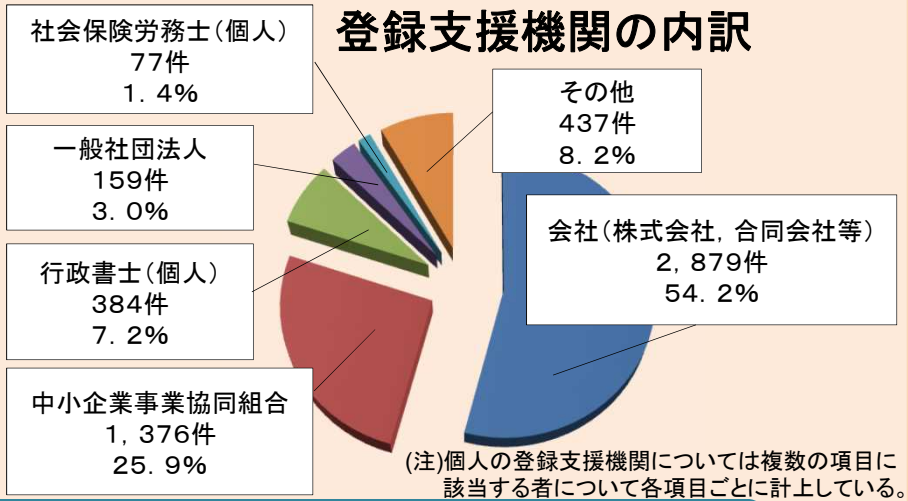

(注)個人の登録支援機関については複数の項目に該当する者について各項目ごとに計上している。

許可件数等の内訳

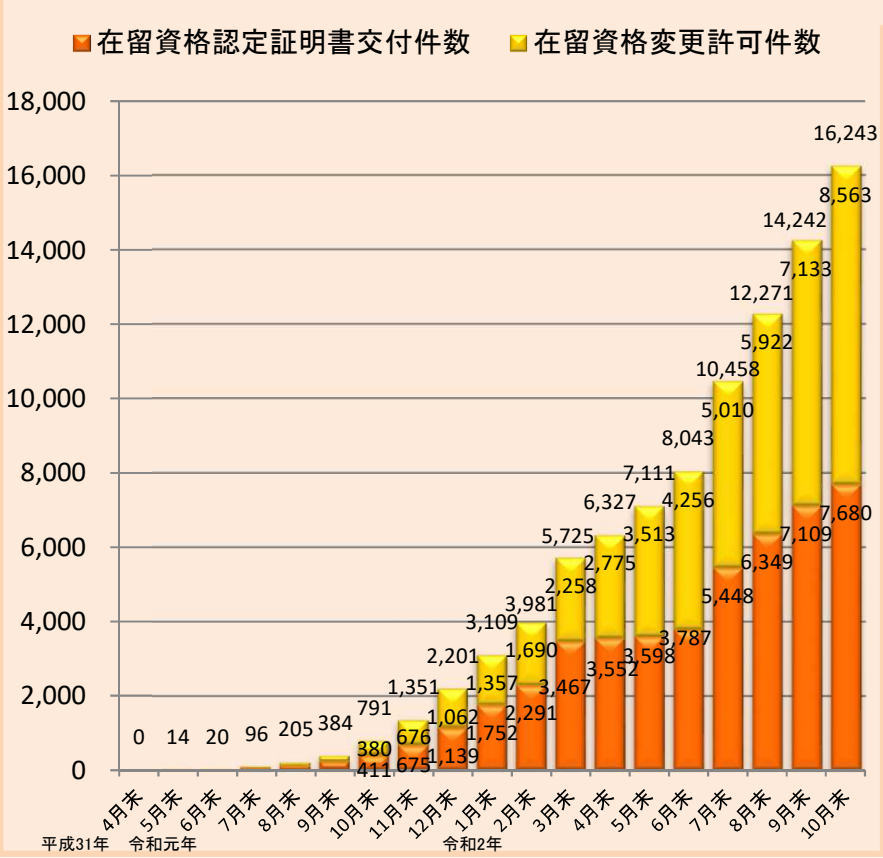

特定技能在留外国人数（令和2年10月末現在：速報値）

特定技能１号在留外国人数　１０，３６１人

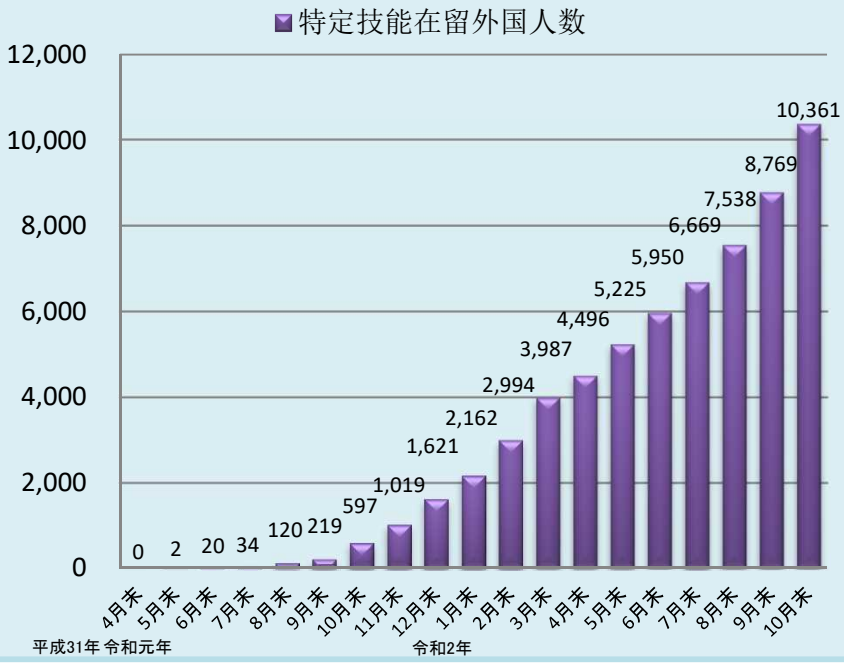

分野	人数
介護	449人
ビルクリーニング	123人
素形材産業	832人
産業機械製造業	878人
電気・電子情報関連産業	455人
建設	795人
造船・舶用工業	246人
自動車整備	104人
航空	12人
宿泊	54人
農業	1，629人
漁業	128人
飲食料品製造業	3，751人
外食業	905人

特定技能外国人の受入れに係る取組事例①

国土交通省

受入れの背景・理由

✈外国航空会社の日本への就航希望に対応できる体制づくりを視野に、国内での生産労働人口の減少を見据え、安定的な人材確保を将来に渡って実施していく為、新たな在留資格を活用した外国人の雇用促進を行うこととした。

受入れにおける課題

✈新たな就労資格の取得を前提とした雇用契約となる為、雇用に伴う労働条件等を含む各種社内規定の整備を行った。
✈受入後、就労年数が限られている中で、どの様なキャリアプランを形成していくべきか目下の課題である。
✈日本語でのコミュニケーションについて、受け入れる外国人の語学レベルによって、理解できる業務マニュアルの作成や教育体制の見直しなど相当な支援が必要である。IT機器等を活用した作業中でも活用できる翻訳機器の開発や導入も検討が必要と感じている。

従事している業務

✈航空機内外の清掃整備業務

特定技能外国人の活躍に向けた取組み等

✈今回受入れた者は、弊社でのアルバイト経験があった為、本人の希望を踏まえたうえで、経験かつ技能を有する職場に配置した。
✈生活面における支援は、登録支援機関と連携し、面談など定期的な対話を行っている。
✈国籍により文化や生活習慣も異なる為、社内規則などについて、十分に時間をとり疑問がある内容は丁寧に説明し、不安の解消に努めた。

特定技能外国人の受入れに係る取組事例②

国土交通省

受入れの背景・理由

✈国際線の増便需要に応える為、機内清掃等の業務経験を持ち、専門性・技能を有する即戦力となる外国人を採用をすることとした。

受入れにおける課題

✈増便に対応できる生産体制を確保するため、採用活動を行うも、国内での確保が厳しい中、即戦力となる要員確保が急務であった。

✔ 業務経験のある留学生アルバイトの中から、専門人材の確保を図った。

✈受入れ外国人の住居が職場から離れていたため、早朝・深夜でのシフト勤務への対応が困難であった。

✔ 通勤がしやすい場所への転居を支援し、利便性の確保を図った。
✔ 転居支援として、希望する賃貸物件の見学から契約に至るまで補助し、最終的には社宅として住居の提供を図った。

従事している業務

✈航空機内外の清掃整備業務

特定技能外国人の活躍に向けた取組み等

✈日本での社会生活をスムーズに行えるよう新たに社内の管理部門に特定技能外国人への相談員を配置するなど支援体制を構築した。

✈職場の悩み事や日常生活の相談事など、母国語を話すことができる社員により、月次面談を実施している。

特定技能外国人の受入れに係る取組事例③

国土交通省

受入れの背景・理由

✈これまで慢性的に人出不足が続いており、今後も見込まれる航空需要の高まりに対応するため、即戦力となり得る特定技能外国人を採用し、現場管理者として育成していくため、新たに特定技能外国人を受け入れた。

受入れにおける課題

✈留学生から「特定技能」への在留資格の切替え手続きが非常に煩雑であった。特に、提出書類を整えるために各関係先への付き添いが必要となるなど事務負担が非常に大きかった。

✈受入後、諸問題が発生した際に、即応可能な公的な支援体制が整っているとはいえず、問題発生時の対応に苦慮している。

従事している業務

✈手荷物・貨物取扱業務
✈航空機内外の清掃整備業務

特定技能外国人の活躍に向けた取組み等

✈登録支援機関と連携して、定期面談など生活支援サポート等を実施。

✈日本語能力の更なる向上を支援するため、日本語検定の上級試験(N2)に向けた勉強会を定期開催

✈休日に職場の日本人スタッフと釣りなどのレジャーを企画し、社員との交流と公私両面での悩みなどを聴きとる場を設けている。

（１０）操縦士・整備士の養成・確保対策

「令和3年度航空局関係
予算決定概要」より抜粋

＜事業の概要＞

新型コロナウイルス感染症の拡大により航空事業は大きく影響を受けている状況ですが、現在主力となっている50代の操縦士・整備士の将来における一斉大量退職が見込まれていること、操縦士が航空会社の機長として第一線で活躍するまでに約10年の訓練期間を要すること等を踏まえると、操縦士・整備士を着実に養成・確保していくことが極めて重要です。

このため、平成30年度入学生から開始した航空大学校の養成規模の拡大（72人→108人）に対応した訓練を着実に実施するほか、民間と連携した操縦士・整備士の効率的な養成・確保を促進するため、操縦士の資格切り替え制度及び訓練課程に関する調査等の取組を推進します。

(独)航空大学校における操縦士の着実な養成

3年度予算額　非公共予算　2，588（2，637）百万円

※（　）内は前年度予算

○平成30年度入学生から開始した
養成規模の拡大（72人→ 108人）
に対応した訓練の着実な実施。

訓練機

教官

民間と連携した操縦士・整備士の養成・確保の促進

3年度予算額　非公共予算　57（67）百万円

※（　）内は前年度予算

○操縦士の資格切り替え制度及び訓練課程に関する調査

操縦士資格の合理的な切り替えによる外国人操縦士の確保の促進
准定期運送用操縦士保有者に対応した訓練課程の構築による機長の円滑な養成

模擬飛行装置による訓練

○回転翼機操縦士の訓練効率化に関する調査

回転翼機操縦士の訓練を、需要の変化に対応し、安全性を確保しつつ効率的に実施するための方策を検討し、高い技量を有する回転翼機操縦士の養成・確保を促進

回転翼機の模擬飛行装置の例
出典：ｴｱﾊﾞｽ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ

○特定技能外国人整備士の受け入れ拡大に関する調査

整備士の養成・確保における外国人材の採用・育成のスキームを構築し、特定技能外国人整備士の養成及び長期的な確保を促進

航空機整備作業の例（主脚の交換、電子装備品の交換・調整）

特定技能評価試験（航空分野）テキスト及びサンプル問題の公表

令和２年９月30日、試験実施主体である公益社団法人　日本航空技術協会のホームページに、新たに特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）テキスト２点を掲載しました。

グランドハンドリングを専門に学んでこなかった方に対して、業界に興味を持っていただくとともに無料で教材提供を行うことで、より多くの方に受験いただけるよう環境を整備しました。試験問題もこのテキストを中心に出題することとしています。

※特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）は、令和元年９月に掲載済み。

＜グランドハンドリング編＞

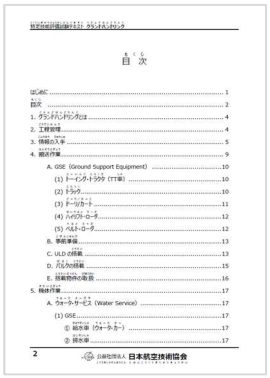

＜安全・品質編＞

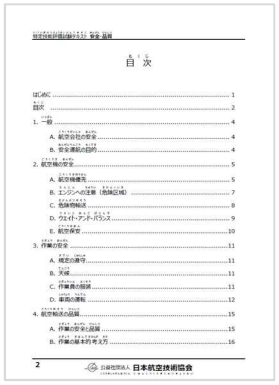

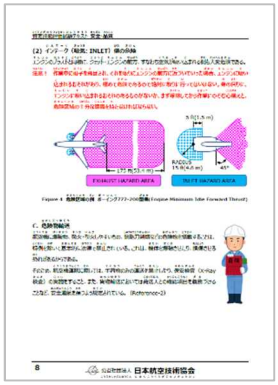

また、令和２年12月21日、特定技能評価試験サンプル問題（航空分野：空港グランドハンドリング及び航空機整備）を同ホームページに掲載しました。

特定技能評価試験サンプル問題（航空分野：空港グランドハンドリング）

ランプ安全に係る例題		正解
例題１	動いているジェット・エンジンの前方は危険である。	○

特定技能評価試験サンプル問題（航空分野：航空機整備）

安全に係る例題		正解
例題１	空港のランプ内で作業する時、ライターを持っていても問題ない。	×

出入国在留管理庁ＨＰリニューアル等について

令和２年12月１日、出入国在留管理庁のホームページがリニューアルされ、特定技能外国人等への各種支援に関する様々な多言語による情報がより入手しやすいように改善されております。

トップページ

外国人向け、受入企業等向けページ

特定技能制度、試験情報、各国の手続きの流れ、分野別の状況、特定技能ガイドブックの情報が横断的に掲載されております。また、外国人の方のページについては、「やさしい日本語」により分かりやすく案内されています。

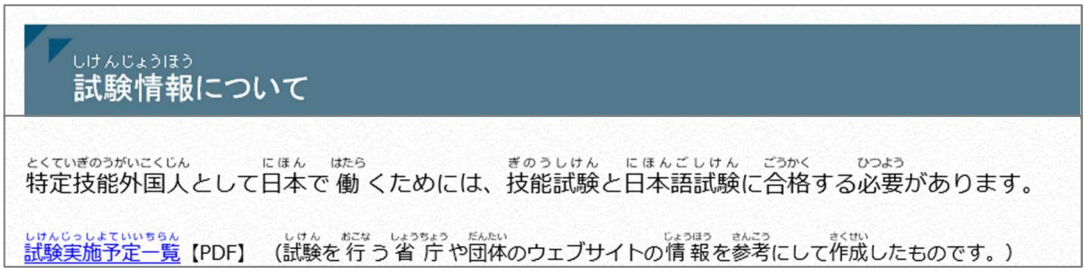

新型コロナウイルス感染症関連情報ページ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活、就労、在留、雇用維持、事業継続など外国人及び受入機関への各種支援策など有益な情報が掲載されております。随時情報をご確認いただき、受入外国人に対しても情報提供をお願いいたします。

なお、お困りのことがございましたら、出入国在留管理庁又は当協議会事務局あてご相談ください。

［外国人の在留・生活支援］

外国人の在留申請・生活支援

外国人の在留申請・生活支援
Application for residence and Daily life support for foreign nationals

1 新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について

(1) 申請受付期間及び結果の受領期間に係る特例等

(2) 帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

(3) 解雇・雇い止め等となった方に係る取扱い

(4) 留学生及び日本語教育機関に係る取扱い

(5) 技能実習生に係る取扱い

(6) その他

(7) お問い合わせ先

2 新型コロナウイルス感染症に関する外国人の生活支援について

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策

新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい，困っている人を助ける仕組み（やさしい日本語）

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のためのＦＲＥＳＣヘルプデスク

［技能実習生等に対する雇用維持支援］

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

出入国在留管理庁において，新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され，実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため，関係省庁と連携し，特定産業分野（特定技能制度の１４分野）における再就職の支援を行うとともに，一定の要件の下，在留資格「特定活動」を付与し，外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行っています。

〈リーフレットはこちらからダウンロードできます〉

日本語【PDF】	やさしいにほんご【PDF】	English（英語）【PDF】	中文（中国語）【PDF】	Tiếng Việt（ベトナム語）【PDF】
Tagalog（タガログ語）【PDF】	Português（ポルトガル語）【PDF】	नेपाली（ネパール語）【PDF】	Bahasa Indonesia（インドネシア語）【PDF】	Español（スペイン語）【PDF】

1 対象者

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により，受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産，人員整理，雇止め，採用内定の取消し等）等により，自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり，現在の在留資格で日本に引き続き在留することが困難となった外国人
（注）現在有する在留資格に該当する活動を行うことができない次のような方が対象となります。
(1)技能実習生，特定技能外国人
(2)就労資格（「技術・人文知識・国際業務」，「技能」等）で就労していた外国人
(3)教育機関における所定の課程を修了した留学生

（2）予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて，帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人（令和２年９月７日付けで新たに対象としました。）

※（1）（2）のいずれの場合であっても，特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

2 在留資格変更許可申請の手続

外国人と新たな受入れ機関（特定技能制度の１４分野に属するものに限ります。）との雇用契約の成立後，次の必要書類を添えて外国人の住居地を管轄する最寄りの地方出入国在留管理局（支局，出張所を含みます。）に在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請を行ってください。

外国人生活支援ポータルサイト

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省からの発表等の情報や在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインなどが掲載されています。

外国人生活支援ポータルサイト（日本語）

【重要】新型コロナウイルス感染症関連情報
新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省からの発表等の情報を掲載しています。
詳しくは，↓↓のページを御確認ください。
新型コロナウイルス感染症情報（外国人生活支援ポータルサイト）

New!在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
やさしい日本語の情報発信を進めるため，「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を8月28日に公表しました。
詳しくは，↓↓のページを御覧ください。
在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（外国人生活支援ポータルサイト）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

令和２年１２月１日現在
参考資料３

※青字をクリックするとＨＰに飛びます

［生活維持に係る支援］

子育て世帯への臨時特別給付金
○児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する支援。児童１人につき１万円を支給
○対象者：児童手当（本則給付）の令和２年４月分の対象となる児童（３月分の対象となる児童を含む。）（中長期在留者等の外国人を含む。）

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
○新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援。児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対し、１世帯５万円、第２子以降ひとりにつき３万円を支給。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、追加で５万円を支給。
○対象者：【児童扶養手当受給世帯等への給付】
①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）
②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（中長期在留者等の外国人を含む。）
【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】
上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者（中長期在留者等の外国人を含む。）

高等教育修学支援
○家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
○対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等
○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
○対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国民年金保険料の免除
○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
○対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、ＮＨＫ受信料の支払猶予等の要請
○感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、ＮＨＫ受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
○ＮＨＫ受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
○対象者：電気・ガス・電話・水道・ＮＨＫ受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

個人向け緊急小口資金等の特例貸付
【緊急小口資金】
○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
○対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）
【総合支援資金】
○生活の立て直しが必要な場合に継続して支援 （２人以上世帯20万円以内。原則３か月以内）
○対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

住居確保給付金の対象範囲の拡大
○離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
○対象者：離職・廃業後２年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応
○公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
○ＵＲ賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
○対象者：公営住宅・ＵＲ賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

生活保護
○現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
○対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

［事業継続に係る支援］

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
○地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金
○売上が前年同月比で50％以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
○対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金
○令和２年５月～12月において、いずれか１か月の売上高が前年同月比で50％以上減少又は連続する３か月の売上高が前年同期比で30％以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
○対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

国税・地方税徴収の猶予制度の特例
○収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで１年間、徴収猶予できる特例を措置
・令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する国税・地方税について適用
○対象者：感染症の影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20％以上減少しており、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税等の軽減措置
○厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和３年度課税の１年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は１／２とする税制措置
○対象者：令和２年２月～10月までの任意の連続する３か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30％以上減少している者（中長期在留者等の外国人を含む。）

［就労に係る支援］

雇用調整助成金の特例措置の拡大
○アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
○休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100％）
○対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
○新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
○休業前賃金の80％（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）
○対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
○小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に仕事ができなかった日について、１日当たり4,100円（定額）支給（※令和２年４月１日以降の日については7,500円（定額）支給）
○対象：次の①又は②の子供の世話を行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

雇用保険の求職者給付
○失業された方が、安定した生活を送りつつ、１日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
○対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持
○解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
○在留資格「特定活動（就労可）」の付与、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
○対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

［在留関係諸申請に係る取扱い］

審査結果受領期間等の延長
【審査結果受領期間の延長】
○在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査結果の受領（在留カードの交付等）期間を通常在留期限の２か月から更に３か月間延長
○対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている中長期在留者
【在留資格認定証明書の有効期間の延長】
○在留資格認定証明書の有効期間について、２０１９年１０月１日以降、２０２１年１月２９日までに作成されたものは、①入国制限措置が解除された日から６か月又は②２０２１年４月３０日までのいずれか早い日までに延長
【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】
○入国制限措置が解除された後、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

帰国困難者等への対応 ［更新］
○感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のためのＦＲＥＳＣヘルプデスク

令和２年９月１日より、外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）にヘルプデスクを設置し、生活に困っている外国人の電話相談窓口を設置しております。受入外国人に対しても情報提供をお願いいたします。

＜外国人在留支援センターについて＞

FRESC の概要は以下リンクをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html

＜ＦＲＥＳＣヘルプデスク＞

ヘルプデスクのパンフレットは以下リンクに掲載。

http://www.moj.go.jp/isa/content/930006084.pdf

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

令和２年１２月１日現在

※青字をクリックするとＨＰに飛びます

［雇用維持・事業継続に係る支援］

雇用調整助成金の特例措置の拡大

○アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
○休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100％）
○対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

○小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賃金額の10/10を助成
※助成金の日額上限は8,330円（令和２年４月１日以降に取得した休暇は日額上限を15,000円に引上げ）
○対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

○介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計５日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成
労働者１人当たり
取得した休暇日数が合計５日以上10日未満　20万円
取得した休暇日数が合計10日以上　35万円
※１中小企業事業主当たり５人まで支給
○対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主
※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、５日以上取得させた事業主に対して助成
○対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の６割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を５日以上取得させた場合）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

○地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

○売上が前年同月比で50％以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
○対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金

○令和２年５月～12月において、いずれか１か月の売上高が前年同月比で50％以上減少又は連続する３か月の売上高が前年同期比で30％以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
○対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

［資金繰りに係る支援］

中堅・大企業の資金繰り支援

○指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローンを通じて危機対応業務等を実施
○対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

実質無利子・無担保融資

【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】
○感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初３年間実質無利子・無担保の対象となる。
○対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】
○感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証４号・５号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大５年・保証料減免の融資を実施。融資額4,000万円を上限に、保証料を全期間１／２又はゼロ、金利を当初３年間ゼロとする。
○対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

資本性資金供給

○キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
○対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

［税制措置、支払猶予等］

国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度の特例

○収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで１年間、徴収・納付猶予できる特例を措置
・令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する国税・地方税・厚生年金保険料等について適用
○対象者：感染症の影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20％以上減少しており、一時に納税（付）することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

○新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方などについて、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（４か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能
○対象者：次の①～③のいずれかに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
①令和２年４月から７月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
（※次の全てに該当する方が対象）
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和２年４月から７月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて２等級以上下がった方
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
②令和２年８月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
（※次の全てに該当する方が対象）
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和２年８月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて２等級以上下がった方
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
③令和２年４月又は５月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例
（※次の全てに該当する方が対象）
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和２年４月又は５月に報酬が著しく低下し、５月又は６月に特例改定を受けた方
・令和２年８月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、９月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて２等級以上低い方
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

○厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和３年度課税の１年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は１／２とする税制措置
○対象者：令和２年２月～10月までの任意の連続する３か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30％以上減少している者（外国人を雇用する企業を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、ＮＨＫ受信料の支払猶予等の要請

○感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、ＮＨＫ受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
○ＮＨＫ受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
○対象者：電気・ガス・電話・水道・ＮＨＫ受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用の促進について

マッチングイベント等の実施目的・効果

○　特定技能に係る求人・求職の情報を求めている企業や外国人に対し，マッチングイベント・説明会をはじめとする各種取組を実施することにより，特定技能の在留資格を活用した円滑な就労を実現する。

○　特定技能での就労を希望する外国人，特定技能外国人の雇用を希望する企業が，各都道府県でマッチングイベント等に参加することにより，雇用・就労の機会を得ることが可能となるほか，多言語によるコールセンターやポータルサイトを活用することにより，必要な情報を一元的かつ多言語で入手することが可能となり，特定技能制度の活用が促進される。

施策概要

マッチングイベント等の開催

○　特定技能での就労を希望する外国人や，特定技能外国人の雇用を希望する企業向けに，特定技能制度全般に関する説明会のほか，外国人と企業が対面（又はオンライン）で相談等することができるマッチングイベントを，全国４７都道府県で本年度中に各２回開催

マッチングイベントのイメージ

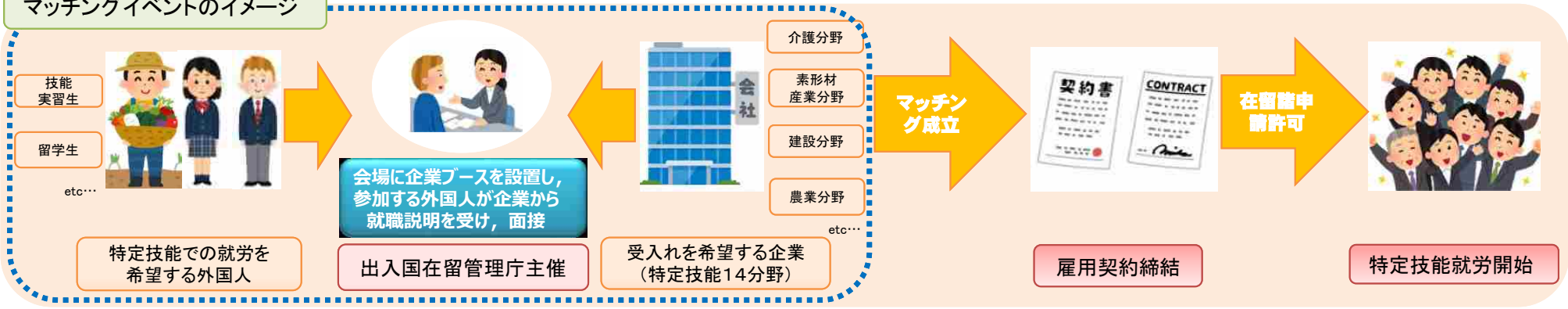

※参加受付開始日：令和２年９月３０日

コールセンターの運営

○　特定技能制度に関する申請手続や試験情報等各種の問合せに対応(１３言語，土曜日も対応可)

※電話番号：03－6633－2539（外国人の方）
　　03－6625－4702（企業の方）
運用開始日：令和２年９月２３日

特定技能ポータルサイトの運営

○　特定技能の制度説明，マッチングイベント情報等，特定技能での就労を希望する外国人等に対し必要な情報を一元的かつ多言語（１３言語）で提供

※アドレス：http://www.ssw.go.jp
ポータルサイト開設日：令和２年９月３０日

特定技能総合支援サイト（https://www.ssw.go.jp/）

農業や介護など１４分野（※）で人手不足にお困りの事業者の方へ

出入国在留管理庁では，新型コロナウイルス感染症の影響により活動ができなくなった外国人の方の再就職支援を行っています。

！事業者の方は，以下の方法により，就職を希望する外国人の方との相互のやりとりができます！

※下記①又は②のいずれか一方のみでも結構です。

①【求人登録票】を入管庁へ提出する

⇒これにより，入管庁ホームページに求人情報が掲載され，就職を希望する外国人の方が求人情報を閲覧することができます！

②入管庁ホームページに掲載している【求職者情報】の情報提供先に連絡する

⇒これにより，求職者情報の提供先である地方公共団体などに，求職者の紹介のための相談ができます！

※雇用が成立した後，在留資格の手続が必要となります。
※外国人の方は技能を身に付ける業務に従事することになります。

※１４分野とは，特定技能制度と同様，人手不足が特に深刻とされる以下の分野です。
介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

詳しい内容は，コールセンターにお問合せいただくか，出入国在留管理庁ホームページをご覧下さい。

【ＴＥＬ】コールセンター：０３－６６２５－４７０２

【ＷＥＢ】入管庁　雇用維持支援

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

マッチングまでの流れ

パターン１　求人事業者情報の登録を希望する場合

STEP ①

求人事業者登録票を入管庁に提出願います。

【送付先及び登録様式は入管庁ＨＰに掲載】

STEP ②

求職者側が求人事業者情報を閲覧（法務省ＨＰ）

STEP ③

求職者側から就職を希望する事業者に面接等の申込み

STEP ④

面接の実施・雇用契約の締結

STEP ⑤

地方出入国在留管理局等に在留資格変更の申請・許可

パターン２　求職者情報にアクセスいただく場合

STEP ①

法務省ＨＰに掲載されている求職者情報及び同情報の送付先一覧（公的な職業紹介機関※）を閲覧願います。

※地方公共団体、社会福祉人材センター、農業会議所等

STEP ②

雇用を希望する求職者について、同情報の送付先の公的職業紹介機関に連絡願います（あっせんの依頼）。

STEP ③

面接の実施・雇用契約の締結

STEP ④

地方出入国在留管理局等に在留資格変更の申請・許可

※在留資格申請に係る審査の結果，従事させる分野が特定産業分野に該当しないなどとして不許可になる可能性があります。